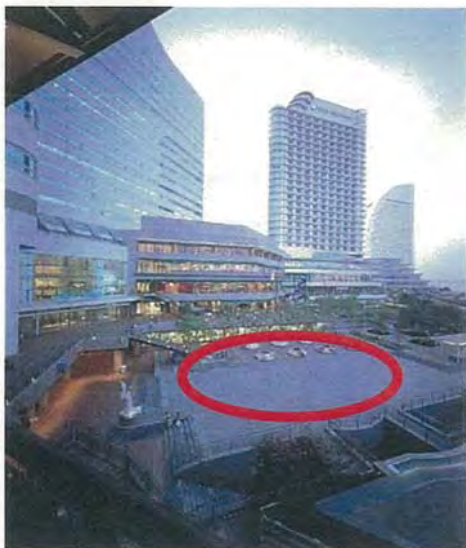


■クイーンズパーク ふわふわ設置、椅子テーブルセット設置



○黄色部分のマンセル値
【CMYK】C:0 M:16 Y:100 K:0
【RGB】R:255 G:215 B:0

○表面積
11㎡ (2.2㎡/1セット当たり)



No	審議会 新規 対象/非対象	対象理由 ○ 規格外	場所 マークイズ	詳細場所 美術館側入り口	仕様 上部ガラス面 ラッピング	設置期間 (撤入・撤去含む)		基数 1	大きさ 63 m ²	用途地域 商業	広告物上の種別 壁画広告	屋外広告 申請の有無 必要
						日程 2016.6.6~2016.8.14	日数 9日					
F	●	○	マークイズ	美術館側入り口	上部ガラス面 ラッピング	2016.6.6~2016.8.14	9日	1	63	商業	壁画広告	必要

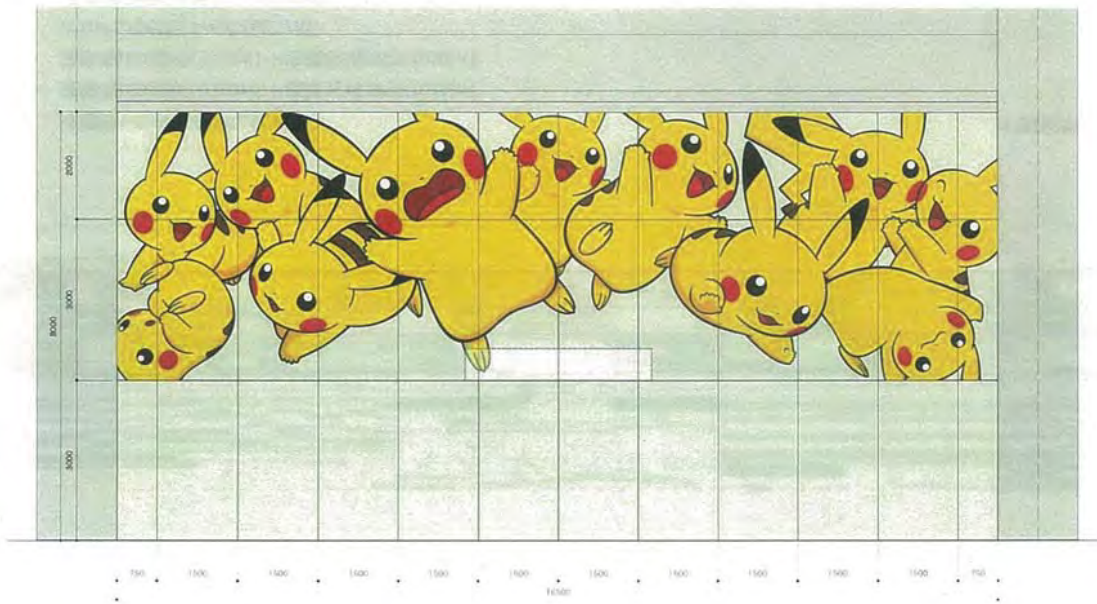


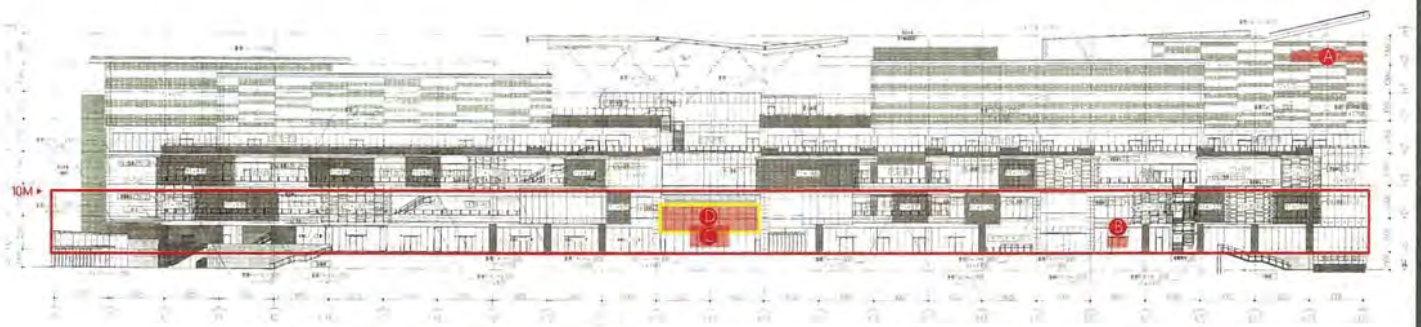
○ラッピング部分面積
62.7㎡

○黄色部分のマンセル値
【CMYK】C:0 M:16 Y:100 K:0
【RGB】R:255 G:215 B:0



イメージ





- A 外壁チャンネル文字(19.85㎡)
- B 施設名LED表示(0.63㎡)＋施設名切文字(0.08㎡)
- C 施設名LED表示(1.12㎡)＋施設名切文字(0.16㎡)
- D ピカチュウグラフィック(62.7㎡)
- E その他テナントサイン(36.76㎡)

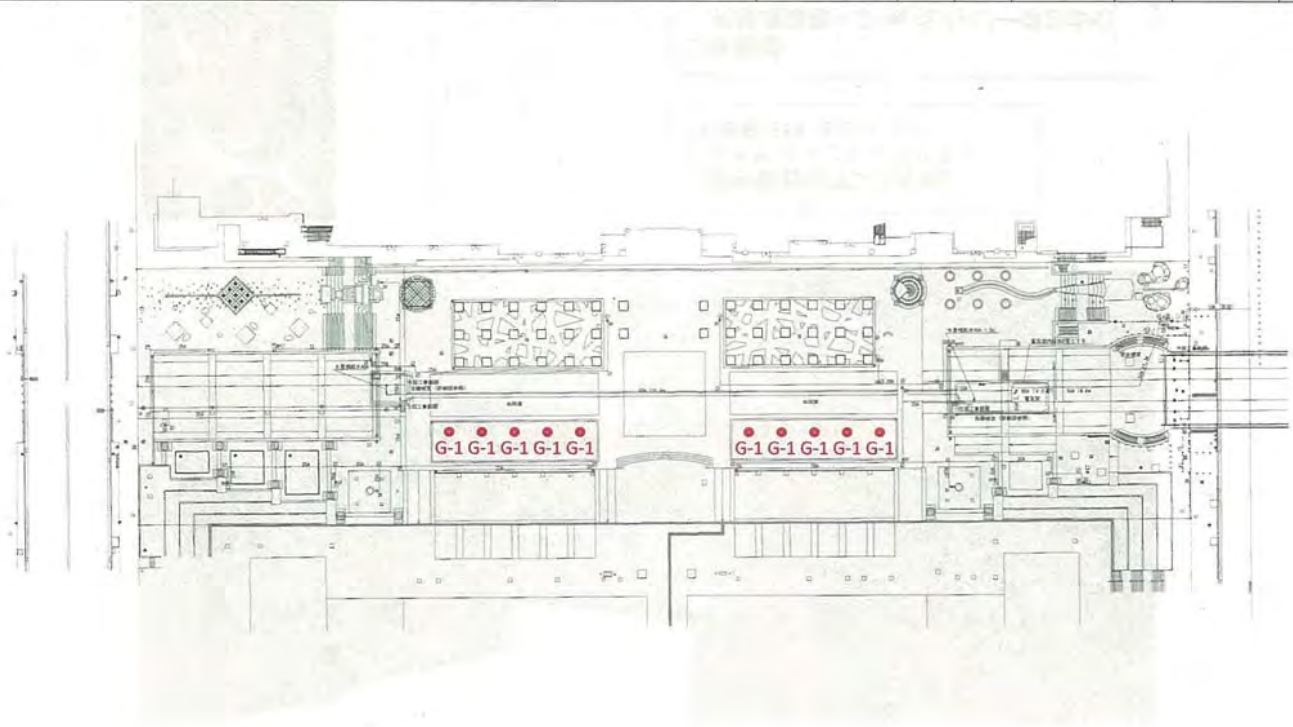
外壁総面積(2134.29㎡)

A～E合計 = 121.3㎡

屋外広告物総面積(121.3㎡) ÷ 外壁見附面積(2134.29㎡) = 0.056833.....

6%

No	審議会 新規 対象/非対象	対象理由	場所	詳細場所	仕様	設置期間（搬入・搬去含む）		基数	大きさ m2	用途地域	広告物上の種別	屋外広告 申請の有無 申請の有無	
						日種	日数						
G	1	●	グランモール公園	美術の広場	噴水 FFP装飾	2016.8.6	2016.8.14	9日	10	3	商業	広告板	必要





H1000

× 10体

○黄色部分のマンセル値
【CMYK】C:0 M:16 Y:100 K:0
【RGB】R:255 G:215 B:0

○表面積
円柱表面積 = 24㎡ (2.4㎡/一体当たり)
※直径 × 3.14 × 1m

議案 1 横浜市屋外広告物条例第 19 条に基づく許可の特例について (2) 仮囲いへの規格外広告物の掲出

1 経緯

- (1) 現在、横浜駅西口では、平成 32 年度の竣工を目指し工事を行っている「(仮称)横浜駅西口開発ビル新築工事」において、仮囲いを設置していますが、現状では、交通導線が狭隘であり、案内誘導サインなどの情報掲示の強化が必要となっています。
- (2) 横浜駅西口振興協議会では、横浜駅西口利用者（市民、来街者）に、「(通称)馬の背解消事業」の必要性や将来像などを示し、国際都市横浜の玄関口にふさわしい地域情報発信ツールとして仮囲いを活用することを検討しています。
- (3) 仮囲いに掲出する広告物は、条例上、壁面看板の取扱いとなっており、規則に基づく規格では当該壁面の 30%の面積まで掲出が可能です。この仮囲いは、この規格の範囲内では、案内誘導サインなどの掲出面積や、情報発信力が小さくなります。このため、この 30%を超える面積を使用して情報を掲出したい意向があります。

2 事務局としての考え方

- (1) エリアマネジメント組織として地域の情報発信を提供することに公益性を認めることが出来るか。
- (2) 掲出内容に、一定の質及び内容が単なる商業広告とまらないような仕組みが担保されているかどうか。
- (3) 掲出される広告について、景観を阻害せず、横浜駅前にふさわしいデザインとなるような仕組みが担保されているか。

以上の点が確認でき、景観を阻害しないと認められるものであれば、条例第 19 条第 1 項「その他の理由」による「許可の特例」として取り扱うことが適当であると考えます。

〈 参考条文 〉

○横浜市屋外広告物条例施行規則

(広告物等に係る基準等)

第6条 条例第16条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 外面を利用する広告物等に係る基準

ア 広告物等を表示し、又は設置する一の外面における当該広告物等の表示面積(映像装置を使用する広告物等にあつては、映像を表示する部分の表示面積に4を乗じて得た面積とその他の部分の表示面積との合計。次号ア(イ)から(カ)まで及びイ(ア)並びに第5号イ(イ)から(エ)まで及び(オ)cにおいて同じ。)の合計は、当該外面の面積の10分の3以下とすること。


(許可の特例)

第19条 市長は、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又はその表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるものについては、第9条第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、第9条第1項又は前条第1項若しくは第2項の許可をすることができる。

2 市長は、前項の規定により第9条第1項又は前条第1項若しくは第2項の許可をしようとするときは、あらかじめ、第47条第1項に規定する 横浜市屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

横浜市広告審議会 資料
（仮）横浜駅西口馬の背解消仮囲いプロジェクト
2016年6月20日（月）

横浜駅西口振興協議会

 横浜メディアアド

cell division ell

目次

01		対象エリアについて	3
02		目的について	4
03		デザインコンセプトについて	5
04		コンテンツについて	6
05		エリアマネジメントにおける デザインコントロールの仕組みについて	7
06		スケジュールについて	8
07		設置範囲と周辺環境について	9